

浜田地区広域行政組合において浜田市の訓令を準用する 訓令

平成17年9月30日

訓令第5号

改正 平成18年10月1日 訓令第6号 平成19年3月30日 訓令第2号

平成20年6月12日 訓令第1号 平成21年11月18日 訓令第3号

平成26年3月31日 訓令第1号 平成30年3月5日 訓令第1号

第1条 浜田地区広域行政組合における次に掲げる事項に関する訓令は、それぞれ浜田市の訓令を準用する。ただし、制度又は組織の相違により、浜田市の訓令を準用することが不合理を生ずる場合は、その取扱いに関して管理者が別に定める。

- (1) 表彰及び顕賞に関する事項
- (2) 公文書に関する事項
- (3) 会計管理者の事務決裁に関する事項
- (4) 職員の内部通報に関する事項
- (5) 職員希望降任制度実施に関する事項
- (6) 職員退職勧奨に関する事項
- (7) 職員表彰に関する事項
- (8) 職員の懲戒処分に関する事項
- (9) 職員倫理に関する事項
- (10) 職員の勤務時間に関する事項
- (11) 職員の服務に関する事項
- (12) 職員研修に関する事項
- (13) 入札執行に関する事項
- (14) プロポーザル方式に関する事項

第2条 前条の場合において、浜田市の訓令中「浜田市」又は「市」とあるのは「浜田地区広域行政組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「部長」又は「総務部長」とあるのは「事務局長」と、「人事課」とあるのは「総務課」と、「人事課長」とあるのは「総務課長」と、「浜田市職員」とあるのは「浜田地区広域行政組合

職員」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月1日訓令第6号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月12日訓令第1号）

この訓令は、平成20年6月13日から施行する。

附 則（平成21年11月18日訓令第3号）

この訓令は、平成21年11月18日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。